令和5年度 千葉市ドローン活用推進事業(行政課題型) 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨·目的

本実施要領は、本市が千葉市ドローン関連事業実施要綱第2条第1項第4号に定める千葉市ドローン活用推進事業(行政課題型)の実施に関し、事業者を選定するために必要な事項を定める。

2 公募概要

(1) 公募内容 テーマは下記のとおりです。別紙「提案事業概要書」を参照し、提案してください。

テーマ:ドローンを活用した産業廃棄物の不適正保管現場の測量

※採択後に所管部署等との協議により具体的な仕様等を決定します。

- (2)業務期間 委託契約締結の日から、原則として令和6年2月末日まで
- (3) 業務費 原則として1,000,00円以内(税込)
- (4)支払条件 受託者は業務完了の報告及び千葉市による検査完了後、委託料の支払いを請求できることとします。千葉市は支払請求を受けた日から30日以内に支払います。(業務完了後、一括払い)

3 応募資格

- (1) 公募に参加できる者は、次の全ての要件を満たす者とします。なお、応募資格を有する複数の者の連名による申請も可能とします。
 - ①企業、N P O法人、これら以外の法人(一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合等。以下「事業者等」という。)
 - ② 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、承認、認可又は指定を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、承認、認可又は指定を受けている、若しくは業務実施までに確実に受けること。
 - ③ 業務の実施にあたり、本市との打合せなどに適切・迅速に対応できる事業者等であること。
 - ④ 業務を的確に実施できる体制・設備等を有していること。
 - ⑤ 実施する業務内容に合わせ、十分な対人賠償及び対物賠償を補償する第三者賠償責任保険に加入すること。
 - ⑥ 市等が主催するイベント・セミナー等でのデモ操縦・事例発表等による普及啓発等に協力をすること。
- (2) 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定にかかわらず、公募に参加する資格を有しません。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - ② 国及び各自治体の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ③ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年 法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - ④ 事業者等に対する委託費の支給事由と同一理由により支給要件を満たすこととなる国・都道府県・市町村の 各種助成金・補助金の支給を受けている又は受けようとしている者
 - ⑤ 法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ⑥ 事業所が所在する都道府県の都道府県税を滞納している者
 - ⑦ 事業所が所在する市町村民税又は特別区民税を滞納している者
 - ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - ⑨ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

4 企画提案の手続き等

(1) スケジュール

プレゼンテーション審査 令和5年10月 4日(水)(予定)

審査結果通知 令和5年10月中旬(予定)

契約締結 ※契約締結は、仕様書の作成などの作業完了後とします。

(2) 質問書の提出について

本実施要領の内容について不明な点がある場合は、下記の条件で質問を受付けます。

- ①受付期間 令和5年 9月 8日(金)午後5時まで
- ②質問方法 下記電子メールアドレス宛てに質問書(様式第1号)を提出してください。なお、電話・口頭・ FAX等での質問は一切受け付けません。

電子メールアドレス: tokku.POF@city.chiba.lg.jp

- ③回 答 質問に対する回答は令和5年 9月14日 (木)までに千葉市ホームページに掲載する予定です。なお、質問の内容により、事業者選定の公平性を保てない場合には、回答しないことがあります。
- (3)企画提案書等の提出について

下記「提出書類」を提出してください。なお、<u>様式第4号~第8号及び企画提案書(任意書式)の副本につい</u>ては、企画提案参加申込者が判明・特定できる表現(社名やロゴ等)を一切使用しないでください。

- ①提出書類 ア 様式第2号 企画提案参加申込書(正本1部)
 - イ 様式第3号 誓約書(正本1部)
 - ウ 様式第4号 会社概要書及び業務実績調書(7部:正本1部、副本6部)
 - ※会社概要書については様式第5号の内容が記載されている会社案内パンフレットの添付も可。副本に関しては記載不要です。
 - ※業務実績調書については過去 5 年間におけるドローンを活用した測量業務 (実施中、受託中のものを含む)を記載してください。
 - 工 様式第5号 業務経費見積書(7部:正本1部、副本6部)
 - ※見積書の項目(内訳)をできるだけ詳細に分類して記載してください。
 - オ 様式第6号 企画提案概要書(7部:正本1部、副本6部)
 - ※本業務の実施体制図及び工程表を添付してください。
 - カ 様式第7号 使用する機体の性能等(7部:正本1部、副本6部)
 - キ 様式第8号 操縦者等一覧表及び確認書(7部:正本1部、副本6部)
 - ク 任意書式 企画提案書 (7部:正本1部、副本6部)
 - ケ 参加資格確認書類(各1部提出のこと)
 - ※千葉市入札参加資格者名簿に登録されている者は登記事項証明書及び印鑑証明書のみ 提出してください。
 - ※発行日は、個人事業主が提出する開業届の写しを除き、すべて申請日から3か月以内のもの としてください。
 - (ア) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の原本

- ※個人事業主は、国又は県に提出した開業届の写し
- (イ) 印鑑証明書(代表者印)の原本
- (ウ) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)の原本 ※個人事業主は、所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の2)の 原本
- (エ) 事業所所在地の都道府県税に未納がないことの証明書の原本
- (オ) 事業所所在地の市町村民税又は特別区民税に未納がないことの証明書の原本
- ②提出方法 持参又は郵送
- ③提出期限 令和5年 9月25日(月)午後5時まで(必着)
 - ※持参の場合は、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで受付
 - ※郵送の場合は、締切日に必着のこと。
- ④提出場所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所新庁舎高層棟6階 千葉市総合政策局未来都市戦略部国家戦略特区推進課
- ⑤そ の 他 企画提案書等の提出後、辞退する場合は、参加辞退届出書(任意書式)を 持参又は郵送にて提出してください。なお、参加辞退届出書には以下必須項目を記載してください。 必須項目:日付、商号又は名称、代表者氏名(代表者印を押印すること)、辞退理由

5 事業者選定

(1) 選定方法

応募のあった提案業務は、プレゼンテーション審査を実施し、千葉市が設置する選定委員会の審査員が(3) 「審査基準」に基づき、総合的に評価し、合計点数が最も高い1者を選定します。なお、応募多数の場合は書類審査を実施する場合があります。その場合、プレゼンテーション審査は書類審査の通過者のみに対して行います。応募が1件のみであった場合は、書面審査のみとする場合があります。

書類審査の実施及び結果は、合否を問わず、国家戦略特区推進課から応募事業者に通知します。ただし、合計点数が、委員会が定める基準点を下回った場合は、事業者を選定せず、再度、選定を行う場合があります。また、最多得点の提案が複数あった場合は、審査員の合議により選定します。

- (2) プレゼンテーション審査について
 - ○日時 令和5年10月4日(水)(予定) ※日程の詳細は追って個別にお知らせします。
 - ○場所 千葉市役所新庁舎
 - ○注意事項
 - ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書のみを使用し、未提出の資料を使用することはできません。
 - ・各事業者のプレゼンテーション時間は、15分以内とします。(質疑応答を除く)
 - ・プレゼンテーションには、紙資料の他、プロジェクターを使用することができます。 (プロジェクターを使用する場合は、事業者にて P C本体を用意してください。)
- (3)審査基準

次の基準により審査を実施します。

評価項目		評価の着目点	配点基準
基本方針		本市の示す事業趣旨、目的と合致するか。また業務に関する理解・知識が十分にあるか。	1 0
	実施能力	本事業に類する業務実績、成果を有しているか。	1 0
実施能力	実施体制	実施体制は組織化され、整備されているか。また、適切な人員が配置されているか。	1 0
	工程管理	工程表は事業の確実な実施が見込めるものとなっているか。	1 0
	先進性	業務内容は、先進性に優れているか。また、産業廃棄物の一部に草木 等が覆っていても正確に対象を測量できるなど、新技術を活用した実証 実験等が検討されているか。	1 5
業務内容	具体性	実施の手順や方法が具体的に示されており、今後、発注者が本業務の委託発注又は内製化を検討するうえで、理解しやすいものになっているか。また、市内において実施可能な内容であるか。	1 5
	効率性	ドローン使用によるコスト低減や作業期間の短縮が期待できるか。	1 5
	汎用性	本業務終了後も、市内において、同類の業務が継続的に実施される 見込みがあるか。	1 5

(4)審査対象からの除外(失格事由)

- ①「3 応募資格」に該当しない場合
- ② 定められた期間内に企画提案書等を提出していない場合
- ③ 要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ④ 選定委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑤ 企画提案書類に虚偽の記載を行った場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合

(5) その他

必要に応じて、事業者に対し、個別に内容の確認や書類の提出、ヒアリング等を行う場合があります。

(6) 採択の取消

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は採択を取り消す場合があります。

6 審査結果の通知

- (1) 通 知 日 令和5年10月中旬(予定)
- (2) 通知方法 企画提案参加申込者全員へ電子メールで結果を通知し、採択者のみ千葉市ホームページで公表します。(会社名及び業務名)

なお、審査内容に関する質問や審査結果に関する異議の申し立ては受付けません。

7 契約

- (1)上記により選定された者を、業務の委託契約予定者とします。
- (2) 契約に関する事務は、国家戦略特区推進課で行い、業務の監督・管理は、当該業務の所管課で行います。
- (3) 契約に当たっては、選定された企画提案内容をもとに、委託業務の細部について千葉市と協議を行ってください。 なお、協議の結果、委託業務の一部が変更となる場合があります。

- (4) 前項の協議が整わず、業務実施の見込みが立たない場合は、契約締結しないことがあります。
- (5) 留意事項
 - ①契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有することとします。
 - ②業務の一部について、第三者に委託する際は、事前に千葉市に必要事項を通知してください。
- (6) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、千葉市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはなりません。

8 その他

- (1)企画提案書等書類の作成・提出、現地視察及びプレゼンテーションに要する費用は、全て企画提案参加申込者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案書等については、選定結果に関わらず返却しません。
- (3) 企画提案書等は、千葉市情報公開条例(平成12年市条例第52号)の規定に基づき開示請求されたときは、開示の対象とします。(公にすることにより、企画提案参加申込者の権利、競争上の地位その他正当な利益を書するおそれがあるものを除く。) ただし、選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としません。
- (4) 企画提案書の著作権は、当該企画を提案した企画提案参加申込者に帰属しますが、千葉市は事業者の選定の公表等必要な場合においては、企画提案書の内容を無償で使用できるものとします。
- (5)業務遂行上発生した問題等については、千葉市と受託者の協議のうえ、対応を決定することとします。

提案事業概要書

1 提案事業

「ドローンを活用した産業廃棄物の不適正保管現場の測量」

産業廃棄物の不適正保管現場の測量にあたっては、現状、職員が堆積物に登って測量をし ているが、急こう配で足場が不安定であることや、形状が複雑で測定点が多く、相当程度の時間 を要するケースがある。

ドローンを活用することで、安全かつ効率的な産業廃棄物の測量の実現可能性を確認する。

2 事業費

- 1,000千円以内(稅込)
- ※事業実施地域への移動等、事業実施にかかる経費をすべて含む。

3 提案事業で想定される成果物等

業務 ドローンを活用した産業廃棄物の不適正保管現場の測量 ①ドローンを活用した測量実施による効率化等の検証(必須業務) 業務 ドローンに搭載したカメラで、産業廃棄物に係る不適正保管の平面図や縦断面図を撮影・測定 概要 し、従来の人の手による測量と精度やかかる時間、コスト等を比較検証し、結果を提示する。 ②ドローンを活用した測量業務委託の本格採用の検討支援(必須業務) 今後、ドローンを活用した測量業務を本格採用し、継続的に業務委託が可能かどうかを検討する ため、発注者が提示する産業廃棄物不適正保管場所において以下を検討し結果を提示する。 <検討事項> ・ドローンによる測量可否及び測量精度 •業務実施体制 ・発注者の依頼から測量結果が提出されるまでにかかる時間及びコスト等の算出 ③ドローンを活用した測量業務の内製化の検討支援(必須業務) 今後、発注者が必要機材を購入し、発注者自らによる測量が可能かどうかを検討するため、①の 測量方法を発注者にレクチャーするとともに、必要機材の見積書を提示する。 くレクチャー事項> ・測量に必要なドローン及び解析ソフト等の仕様 ・ドローンの機体登録、飛行許可等の手続き方法 ・ドローン及びカメラの設定、操縦方法 ・標定点、検証点及び対空標識の設置方法 ・飛行ルート、高度の設定方法 ・ドローンによる写真撮影方法 ・画像処理、解析ソフトの使用方法(3次元点群データ及び縦断面図の取得、計測方法) ・そのほか発注者が求める事項 4)自由提案 上記に加え、産業廃棄物の不適正処理等が思慮される現場において、違法とならない範囲で ドローンを有効活用できる方法や、不適正処理等の迅速な把握及び証拠能力のあるデータの取 得による早期摘発に寄与する内容で、提供可能な技術等があれば、積極的に提案すること。

40.4	(actum		
想定	禄区平川町1020-1番地		
箇所	(外観写真)		
調査	・ドローン搭載のカメラによる測量		
方法	・1		
737Д	ベルス・ロバッシュニット・コミッ・・ はくりは、フレス・ログ・フッ。 ※撮影した測量データの分析について、職員自身でも解析が容易でる	ある場合は、職員自身で分析	
	を行う。		
調査	令和6年2月末まで		
時期			
納品	データの種類	ファイル形式	
成果	① 平面図	発注者と協議の上、決定す	
	② 縦断面図	る。	
	③ 3 D 図面		
	④ 全体写真		
	⑤報告書(測量結果、従来の人の手による測量との比較検証結		
	果、考察、業務概要②の検討結果)		
	⑥マニュアル(レクチャー事項をまとめたもの)		
	⑦見積書(業務委託する場合、内製化する場合)		
	⑧そのほか発注者が求めるもの		
	(留意点)成果品は以下の点を満たすものとする。		
	 ・測量精度や適用事例など、測量結果が証明能力を有するかどうか。	発注者が判断するために必要	
	と思慮される情報を添付すること。		
	・新たな搬入の有無や処分のための持ち出し量等を明確にするため、「	画像処理に再現性があるこ	
•	と。(変更されていない部分が同一の画像処理となること。)		
	と。 (変更されていない部分が同一の画像処理となること。)		

質 問 書

令和 年 月 日

(あて先)千	葉市長
	事業者名 :担当者名 :
	ーン活用推進事業(行政課題型)」の企画提案(プロポーザル)検討のため、次の答を求めます。

※受付期間 令和5年 9月 8日(金)午後5時まで

※送付先 <u>tokku.POF@city.chiba.lg.jp</u>

企画提案参加申込書

令和5年 月 日

(あて先) 千葉市長

「千葉市ドローン活用推進事業(行政課題型) 公募型プロポーザル実施要領」に記載されている 事項を承諾のうえ、以下業務に係る企画提案に参加します。また、同実施要領に記載の応募資格を満 たしていること及びこの申込書記載内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1	事業名		令和5年度 千季	葉市ドローン活用推進事業 (行政課題型)
		所 在 地	〒 —	
2	申込者	商号又は名称		
		代表者氏名		
		担当部署		
		担 当 者		
3	本件に	電話番号		
	ついての	電子メール		
	連絡先	所 在 地	〒 —	
		(申込者と異なる		
		場合のみ記載)		
			•様式第2号	企画提案参加申込書(正本1部)
			•様式第3号	誓約書(正本1部)
				※共同企業体の場合は代表企業及び構成員すべての誓
				約書を提出
			・様式第4号	会社概要書及び業務実績調書
				(7部:正本1部、副本6部)
4	申込書類			※記載された業務実績の内容を確認できる契約書等の 写しを添付
			・様式第5号	業務経費見積書(7部:正本1部、副本6部)
			・様式第6号	企画提案概要書(7部:正本1部、副本6部)
			・様式第7号	使用する機体の性能等(7部:正本1部、副本6部)
			•様式第8号	操縦者等一覧表(7部:正本1部、副本6部)
			•任意書式	企画提案書(7部:正本1部、副本6部)
			• 参加資格確認書類	公募型プロポーザル実施要領記載の書類

※様式第4号~第8号及び企画提案書については、応募者の企業名が判別できる表現を使用しないものとし(協力会社は除く)、副本として6部作成し、ホッチキス等でとめて提出してください。

誓 約 書

令和 5年 月 日

千 葉 市 長

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名 印

担 当 者 名 印

今般の「千葉市ドローン活用推進事業(行政課題型)」の企画提案参加に関し、下記事項について該当しないことを誓約し、この誓約書の写しが、公正取引委員会及び千葉県警察に送付されても異議ありません。なお、千葉市内において、都市計画法に違反していないことも併せて誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- 2 国及び各自治体の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- 3 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再 生法(平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- 4 事業者等に対する委託費の支給事由と同一理由により支給要件を満たすこととなる国・都道府県・市町村の各種助成金・補助金の支給を受けている又は受けようとしている者
- 5 法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- 6 事業所所在地の都道府県税を滞納している者
- 7 事業所所在地の市町村民税又は特別区民税を滞納している者
- 8 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- 9 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

会社概要書及び業務実績調書

【会社概要書】

名 称	
本社所在地	
千葉支店等 ※該当する場合は記載	
設立年月日	
資 本 金	
年間売上高	
従業員数	
事業内容	
ホームページの有無 (該当に〇)	有り(URL:) 無し

※上記内容が記載されている会社案内パンフレットでも可

[※]副本に関しては記載不要

【業務実績調書】

	業務名		
1	実施主体	受注金額	千円
1	(発注者)	文任並領	1 🖯
	業務期間		
業			
務			
概			
要			
成			
果			
	₩ ₹ <i>점</i> #		
	業務名		
2	実施主体 (発注者)	受注金額	千円
	業務期間		
業	未伤别间		
来務			
概			
要			
成			
果			
	業務名		
0	実施主体	平分人好	7 m
3	(発注者)	受注金額	千円
	業務期間		
業			
務			
概			
要			
成			
果			

- ※過去5年間におけるドローンを活用した測量事業 (実施中、受託中のものを含む)を記載すること (最大5件まで)。
- ※記載された業務実績の内容を確認できる契約書等の写しを添付すること。
- ※記入枠は適宜追加等して作成すること

業務経費見積書

所在地 商号又は名称 代表者氏名 担当者名

提案事項を実施する場合の見積総額、	内訳を記載すること
①見積総額(税込):	円

②内訳(単位:円)

業務内容	項目(内訳)	数量	単価	計	備考
小計					
消費税					
			合計		

※見積書の項目(内訳)をできるだけ詳細に分類して記載すること。

※行は適宜追加等して作成すること。

※副本には「所在地」「商号又は名称」「代表者氏名」「担当者氏名」を記載しないこと。

企画提案概要書

提案事業者名

	審査項目	審査の着目点	提案内容
1	基本方針(10)	本市の示す事業趣旨、目的と合致するか。また業務に関する理解・知識が十分にあるか。	
2	実施能力及び社 会性・信頼性に関 する事項 (30)	【実施能力】 本事業に類する業務実績、成果を有しているか。	
		【実施体制】 実施体制は組織化され、整備されているか。また、適切な人 員が配置されているか。	
		【実施工程】 工程表は事業の確実な実施が見込めるものとなっているか。	

企画提案概要書

提案事業者名

		•	JCK 1 /K II I
3	業務内容に関する	以下の項目について、提案内容は評価できるか。	
	事項(60)	【先進性】 業務内容は、先進性に優れているか。また、産業廃棄物の 一部に草木等が覆っていても正確に対象を測量できるなど、 新技術を活用した実証実験等が検討されているか。	
		【具体性】 実施の手順や方法が具体的に示されており、今後、発注 者が本業務の委託発注又は内製化を検討するうえで、理解 しやすいものになっているか。また、市内において実施可能な内 容であるか。	
		【効率性】 ドローン使用によるコスト低減及び作業期間の短縮が期待できるか。	
		【汎用性】 本業務終了後も、同類の業務が市内において、継続的に 実施される見込みがあるか。	

※()内の数字は各項目の配点。合計100点

※副本は、「提案事業者名」を記載しないこと

使用する機体の性能等

提案事業者名:

機体名			
機体数			
機体の 飛行実績			
国土交通省への 登録状況・内容			
	飛行速度 飛行可能時間		
	航続距離		
機体の性能	飛行可能風速・雨量		
	搭載可能重量		
	その他		
搭載カメラ等			
安全性能・異常発 生時の安全装置			
損害賠償保険 の補償内容			

【記入にあたっての注意事項】

- ※枠内に収まらない場合は、必要に応じて枠を拡張するか任意の様式で別紙として作成してください。
- ※機体の仕様・性能等が分かる資料があれば、添付してください。
- ※副本には、「提案事業者名」を記載しないこと

操縦者一覧表

利用者(法人)名	

NO	氏 名	住 所	資格確認資料
			□確認書(様式第8号)
1			又は
			□技能証明書等の写し
			□確認書(様式第8号)
2			又は
			□技能証明書等の写し
			□確認書(様式第8号)
3			又は
			□技能証明書等の写し
			□確認書(様式第8号)
4			又は
			□技能証明書等の写し
			□確認書(様式第8号)
5			又は
			□技能証明書等の写し
			□確認書(様式第8号)
6			又は
			□技能証明書等の写し
			□確認書(様式第8号)
7			又は
			□技能証明書等の写し
			□確認書(様式第8号)
8			又は
			□技能証明書等の写し
			□確認書(様式第8号)
9			又は
			□技能証明書等の写し
			□確認書(様式第8号)
10			又は
			□技能証明書等の写し

- ※資格確認資料として、以下のいずれかの書類を添付し、上記資格確認資料欄にチェックを入れること。
 - 1)無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書(様式第8号)
- 2)無人航空機操縦者技能証明書の写し又は無人航空機を飛行させる者の能力等に関する基準を制定している団体等が行う技能認証を証する書類の写し ※副本には、「利用者(法人)名」の記載はしないこと

様式第8号

無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書

無人航空機を飛行させる者「 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 」は、国土交通省「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」の4-2に掲げる飛行経歴・知識・能力を有していることを確認した。

/ -	八百〇〇八	番盆安唄」の4-2に掲りる飛行栓座・丸画・肥力を有していること。	
		確認事項	確認結果
飛行	経歴	無人航空機の種類別に、10時間以上の飛行経歴を有すること。	□適 / □否
		航空法関係法令に関する知識を有すること。	□適 / □否
		安全飛行に関する知識を有すること。 ・飛行ルール (飛行の禁止空域、飛行の方法)	
		・気象に関する知識	
知	識	・無人航空機の安全機能(フェールセーフ機能 等)	
/ //	HIZ	・取扱説明書に記載された日常点検項目	□適 / □否
		・自動操縦システムを装備している場合には、当該システムの構造	
		及び取扱説明書に記載された日常点検項目	
		・無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制	
		・飛行形態に応じた追加基準	
		飛行前に、次に掲げる確認が行えること。	
	_	・周囲の安全確認(第三者の立入の有無、風速・風向等の気象等)	□適 / □否
	般	・燃料又はバッテリーの残量確認	
		・通信系統及び推進系統の作動確認	
	净	GPS 等の機能を利用せず、安定した離陸及び着陸ができること。	□適 / □否/ □該当せず
	遠隔	GPS 等の機能を利用せず、安定した飛行ができること。	
	操作	・上昇	
		・一定位置、高度を維持したホバリング(回転翼機)	
AL	<i>の</i>	・ホバリング状態から機首の方向を 90°回転(回転翼機)	□適 / □否/ □該当せず
能	機 体	・前後移動	
力	*	・水平方向の飛行(左右移動又は左右旋回)	
	1	・下降	
	白		
	自動場	自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。	□適 / □否/ □該当せず
	操縦の		
	機体	飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させられ	
	** 1	るよう、適切に操作介入ができること。	□適 / □否/ □該当せず

年	月		目	
	飛 行	を	監督	する
	青仟	者0	の所属	氏名

- ※1 遠隔操作を行う場合には「遠隔操作の機体」の欄に、自動操縦を行う場合には「自動操縦の機体」の欄に それぞれ記載すること。遠隔操作及び自動操縦ともに行う場合には双方の欄に記載すること。
- (注) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- ※2 副本に関しては記載不要。